武豊町屋内温水プール施設整備・管理運営事業

入札説明書等に関する

第２回質問及び意見への回答

平成 31 年 2 月 6 日

武豊町

別紙1-2

入札説明書　質問記入欄

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a	項目等	質問内容	回答
1	20	第7	4				①	a	資金計画・事業収支計画に関する条件	「建設・工事監理業務に係るサービス対価は、平成32(2020)年度から平成33(2021)年度までの各年度において、出来高に応じて支払う」「平成32(2020)年度における建設・工事監理業務のサービスの対価の支払い限度額の割合 40%」とありますが、2019年度～2020年度に発生した「事業者の開業に伴う諸費用、建中利息、その他施設整備に関する初期投資と認められる費用」の90%(9/10)も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。(契約書別紙に関する第1回質問及び意見への回答№3を踏まえ、「事業者の開業に伴う諸費用、建中利息、その他施設整備に関する初期投資と認められる費用」は出来高払いの対象となると理解しております。	お見込みのとおりです。2019年度～2020年度に発生した「事業者の開業に伴う諸費用、建中利息、その他施設整備に関する初期投資と認められる費用」は、「建設・工事監理業務に係るサービス対価」に含まれます。なお、「確認申請等の手続きに要する諸費用」は「設計業務に係るサービス対価」に含まれます。
2	20	第7	4				①	a	資金計画・事業収支計画に関する条件	平成32(2020)年度分の「建設・工事監理業務のサービスの対価」は、様式J-1「初期投資費見積書」の工事監理合計、建設工事合計、その他費用合計の合計(消費税抜き)の40%の範囲内であれば、2019～2020年度の出来高割合×9/10が支払われると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

別紙1-3

事業契約書（案） 質問記入欄

契約書、契約約款

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
1		○	20	6	1	52	4			本施設の修繕	平成30年11月16日公表の「第1回質問及び意見への回答」のうち、別紙1-3 No.8の回答として、貴町が修繕費用を負担せず、事業者が修繕をしなかった場合で、当該修繕を実施しなかったことに起因する損害が発生してしまった場合は、その損害を貴町が填補するとの理解で宜しいでしょうか。	協議によるものとします。
2		○	20	6	2	54	2			維持管理及び運営業務に対する町によるモニタリング	貴町からの通知により、事業者が維持管理・運営業務の説明及び立会をする際は、代表企業の立会は必須でしょうか。 代表企業の立会は、維持管理企業及び運営企業が立ち会うのであれば、必要に応じて判断することは可能でしょうか。	必須ではありません。事業者の提案によるものとします。

別紙1-4

契約書別紙

No	別紙番号	頁	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
1	3	45						表1　建設及び維持管理及び運営業務期間中の保険	「維持管理及び運営業務業者賠償責任保険」の保険契約者は、「維持管理及び運営業務の受託者」と記載されていますが、維持管理及び運営業務契約履行保証保険や施設管理者賠償責任保険と同様に、「事業者（SPC）」が保険契約者となる提案も認めていただけないでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
2	4	46						出来高払金の額	契約書別紙に関する第1回質問及び意見への回答№2において、建設・工事管理業務の出来高割合は「工事監理者が作成した出来高設計書等に基づいて、本町の検査の担当者が立合った上で出来高検査を実施」して決定するとありますが、「事業者の開業に伴う諸費用、建中利息、その他施設整備に関する初期投資と認められる費用」について、貴町はどのような方法で出来高割合を確認されるのかご教示ください（「事業者の開業に伴う諸費用、建中利息、その他施設整備に関する初期投資と認められる費用」の出来高割合は、2019年度～2020年度に発生した当該費用全額（2021年3月末日までの支払済み額及び未払金額の総額）になるとの理解でよろしいでしょうか。）	「事業者の開業に伴う諸費用、建中利息、その他施設整備に関する初期投資と認められる費用」の2020年度の出来高は、2019年度～2020年度に発生した当該費用全額が対象となります。
3	4	47						表3　設計及び建設・工事管理業務の金額及び支払スケジュール（円）	設計業務相当額の支払時期は、「設計業務完了時の翌月」とありますが、契約書別紙に関する第1回質問及び意見への回答（№6）」により、設計業務相当額は「様式J-1 初期投資費見積書の「調査・設計」欄の「調査・設計合計」に計上する金額」となり、「各種申請費用」も含まれることから、「設計業務完了時」とは、「確認申請完了時」との理解でよろしいでしょうか。この理解が誤っている場合は、設計業務相当額の支払条件となる「設計業務完了」の定義をご教示ください。	「建築確認済証受領時」とします。
4	5	57	1					基本的考え方（設計及び建設・工事監理業務業務）	平成30年11月16日公表の「第1回質問及び意見への回答」のうち、別紙1-4 No.10の回答として、着工から竣工までの間の物価変動は改定しないとのことですが、着工から竣工までに著しい物価変動が生じた場合は協議に応じていただけませんでしょうか。	着工から竣工までの間に物価が著しく変動した場合は、市場価格の実態に合うよう、町及び事業者の協議に応じるものとします。

別紙1-6

要求水準書、添付資料　質問記入欄

No	本編	資料番号	頁	章	節	1	(1)	①	ｉ)	項目等	質問内容	回答
1	○		27 29	2	2	1 5				救護室、監視室、事務室	ｲﾝｽﾄﾗｸﾀ、教員の更衣ｽﾍﾟｰｽをﾊﾟｰﾃｼｮﾝ等で確保し、救護室と監視室及び事務室との間仕切りを無しとして一体の部屋とすることは可能でしょうか。	事業者の提案によるものとします。
2	○		31	2	2	7	(1)		iii)	駐車場	駐車場の仕上げはｱｽﾌｧﾙﾄ（透水性）で舗装することとありますが、透水性舗装は表面が弱く大型バス等の利用がある駐車場には向かないと思われます。排水勾配等十分考慮すれば密粒度ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装でもよろしいでしょうか。	不可とします。ｱｽﾌｧﾙﾄ（透水性）での舗装を前提としてください。
3	○	10								送迎バス運行スケジュール	各小学校バス運行案に緑小3年3・4組のバス台数が③台になっていますが、 ②台の間違いでしょうか。	②台が正となります。要求水準書添付資料10を修正します。

別紙1-7

落札者決定基準　質問記入欄

No	本編	別紙番号	頁	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
1		2					Ⅵ 入札者独自の提案に関する事項	「(2)地域社会・経済への貢献」の「評価の方向性」欄に「地元雇用、地元企業の参画等」とありますが、「地元雇用」とは「武豊町民の雇用」、「地元企業」とは「武豊町内に本社、事業所を置く企業」のことを意味していると理解してよろしいでしょうか。(「地元」の定義についてご教示ください。)	「実施方針(案)等に関する質問及び意見への回答(平成30年6月29日公表)」要求水準書(案)に係る質問No.26、27に記載のとおり、「武豊町民の雇用」及び「武豊町内に本社、事業所を置く企業」を指します。

別紙1-9

様式集（入札書類審査） 質問記入欄

No	本文	様式番号	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
1	本文		1	(2)	①	入札書類審査に関する提出書類	「様式A-1、様式A-2、様式A-5については、正・副各１部」とありますが、様式A-1、様式A-5は、副も押印が必要でしょうか、もしくは、写しでもよろしいでしょうか。	副には必ずしも押印は必要ではありません。正の写しでも構いません。また、原本証明も不要です。
2	本文		1	(2)	①	入札書類審査に関する提出書類	「計２部を正・副毎に纏めて」とありますが、纏め方（例：３つの様式を綴じずに１枚のクリアファイルに入れて提出など）に指定がありましたらご教示ください。（様式A-1、様式A-2、様式A-5について、どのように纏めて提出したらよいか、提出方法をご教示ください。）	３つの様式を綴じずに１枚のクリアファイルに入れて提出してください。
3	本文		1	(2)	②③	提案書	貴町に提出する提案書ファイルは、「提案書（1.～6.）」を綴じたA4ファイル、「提案書（8.～10.）」を綴じたA4ファイル、「提案書（計画図面等提案書類）」を綴じたA3ファイルの３種類となり、それぞれ正本１部、副本7部、合計8部を提出するとの理解でよろしいでしょうか。	「提案書（1.～6.）」及び「提案書（8.～10.）」はA4の同一ファイルとしてください。
4	本文		1	(2)	④	その他	CD-Rに保存するファイルは、「提案書」（計画図面等提案書類を含む）および「基礎審査項目チェックシート」のみであり、「入札書類審査に関する提出書類」（A-１～５）は含まないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	本文		1	(2)	④	その他	「当該CD-Rには、事業名、入札参加グループ名、保存されている書類名を明記」とありますが、「保存されている書類名」については、「提案書」「基礎審査項目チェックシート」の文言のみを明記すれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。